

役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 友朋会

法人役員報酬及び費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人友朋会理事、評議員、及び監事等役員の報酬及び費用弁償支給について定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 支給対象者は、当該法人の理事、評議員及び監事とし、当該法人が設置運営する施設に勤務する者を除く者とする。

（支給種類及び金額）

第3条 支給の種類及び金額は次のとおりとする。

ア、報酬 日額 8000円
（源泉税預かり後の額）

イ、費用弁償 20km以内2000円
但し、20kmを越える分は1kmあたり40円とする。
また100円未満は100円単位で切り上げ支給とする。

付則

この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成16年 3月20日より施行する。

この規程は、平成18年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成25年 1月 1日より施行する。